

# 第1回県立高等学校あり方検討会 会議次第

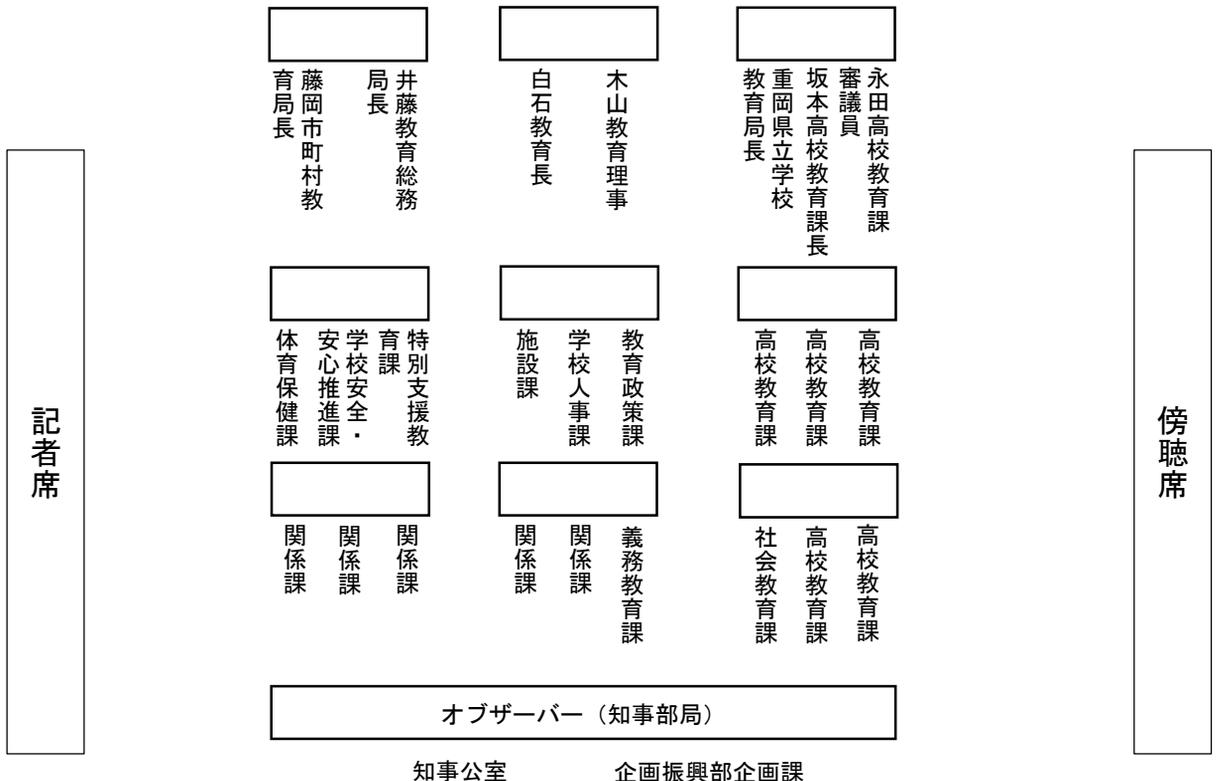
令和6年（2024年）7月16日（火）10:00～

県庁防災センター101・102会議室

- 1 開会
- 2 熊本県教育長挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 全体スケジュール説明
- 5 設置要項及び運営要領（案）説明
- 6 会長・副会長の選任
- 7 議事
  - (1) 会議の公開・非公開について
  - (2) 協議依頼事項について
  - (3) 魅力ある学校づくりに向けた14の取組の検証について
  - (4) R5 県立高等学校の魅力化に関するアンケート結果について  
  
～質疑・協議～
  - (5) 県立高等学校の現状・課題等について
    - ①これまでの経緯
    - ②現状・課題
    - ③具体的検討テーマ  
～質疑・協議～
- 8 閉会

# 第1回県立高等学校あり方検討会 座席表

会長			副会長		
松下 琢 委員					田中 尚人 委員
櫻井 一郎 委員					永田 佳子 委員
森 紀子 委員					岩本 悠 委員
中村 亮彦 委員					末松 直洋 委員
吉良 智恵美 委員					田中 篤 委員
竹下 文則 委員					宮嶋 久美子 委員
長尾 浩 委員					平岡 馨 委員
村上 正樹 委員					山口 法子 委員
濱石 浩二 委員					



## 県立高等学校あり方検討会委員名簿

	No.	氏 名	所 属・役 職
学識経験者	1	松下 琢	崇城大学 生物生命学部 教授
	2	田中 尚人	国立大学法人 熊本大学 大学院先端科学研究部 准教授
各種団体 関係者	3	櫻井 一郎	熊本県産業教育振興会 副会長（櫻井精技株式会社 代表取締役）
	4	永田 佳子	熊本経済同友会 常任幹事（株式会社くまもとKDSグループ 代表取締役）
	5	森 紀子	熊本日日新聞社 政経担当部長兼論説委員
	6	岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム 代表理事
議会・ 行政関係者	7	中村 亮彦	熊本県議会 教育警察常任委員会 委員長
	8	末松 直洋	熊本県議会 総務常任委員会 委員長
	9	小島 泰治	熊本県都市教育長協議会 会長（水俣市教育長）
	10	吉良 智恵美	熊本県町村教育長会 会長（大津町教育長）
	11	田中 篤	熊本県公立高等学校長会 会長（熊本高等学校長）
学校教育 関係者	12	竹下 文則	熊本県私立中学高等学校協会 会長（文徳高等学校・文徳中学校長）
	13	宮嶋 久美子	熊本県私立中学高等学校協会 副会長（八代白百合学園高等学校長）
	14	長尾 浩	熊本県中学校長会 会長（熊本市立京陵中学校長）
	15	平岡 馨	熊本県中学校長会 副会長（大津町立大津中学校長）
	16	村上 正樹	熊本県公立高等学校PTA連合会 副会長（第二高等学校PTA会長）
	17	山口 法子	熊本県PTA連合会 会長（菊池市立菊池南中学校PTA副会長）
	18	濱石 浩二	熊本市PTA協議会 会長（熊本市立花園小学校PTA会長）

## 第 1 回県立高等学校あり方検討会事務局関係者名簿

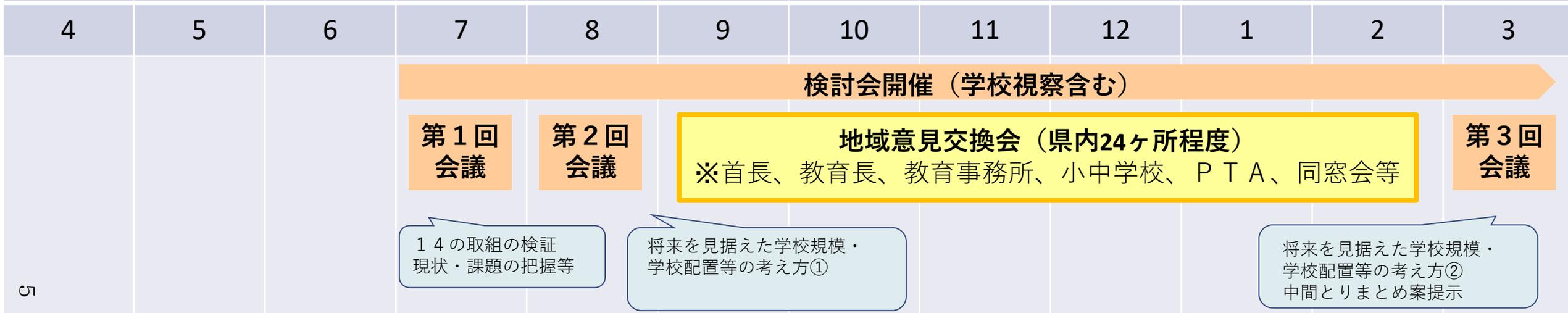
	所属・役職	氏名
1	教育長	白石 伸一
2	教育理事	木山 晋介
3	教育総務局長	井藤 和哉
4	県立学校教育局長	重岡 忠希
5	市町村教育局長	藤岡 寛成
6	教育政策課長	岸良 優太
7	学校人事課長	清塘 文夫
8	施設課長	中島 一哉
9	特別支援教育課長	松本 英雄
10	学校安全・安心推進課長	木山 邦博
11	体育保健課長	濱本 昌宏
12	義務教育課長	井手 正直
13	社会教育課長	福永 公彦 ※代理出席
事務局		
1	高校教育課長	坂本 憲昭
2	高校教育課 審議員	折尾 知之
3	高校教育課 審議員	太田 浩樹
4	高校教育課 審議員	松村 俊昭
5	高校教育課 審議員 高校魅力化推進室長	永田 健吾
6	高校教育課 高校魅力化推進室 課長補佐	川崎 秀忠

### オブザーバー

	所属・役職	氏名
1	知事公室 政策調整監	神西 良三
2	企画振興部 企画課長	受島 章太郎

# 全体スケジュール（案）

## R 6 年度



## R 7 年度



## 県立高等学校あり方検討会設置要項

### (目的及び設置)

第1条 県立高等学校の現状と課題を踏まえつつ、今後の県立高等学校のあり方及び取組の方向性について検討するため、「県立高等学校あり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、熊本県教育長(以下「教育長」という。)の依頼により次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県立高等学校の学校規模・学校配置等の考え方に関する事項
- (2) 県立高等学校の更なる魅力化に向けた今後の取組の方向性に関する事項
- (3) その他県立高等学校のあり方に関し必要と認める事項

2 検討会は、協議の結果を取りまとめ教育長に報告する。

### (組織)

第3条 検討会は、委員20名以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、教育長が依頼する。

2 委員の任期は、承諾の日から令和7年(2025年)3月31日までとする。ただし、審議が令和6年度(2024年度)中に終了しない場合は、1年間任期を延長できるものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 検討会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (意見の収集)

第7条 会長は、必要があるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第8条 検討会の庶務は、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課高校魅力化推進室において処理する。

### (雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要項は、令和6年(2024年)4月24日から施行する。

## 県立高等学校あり方検討会運営要領（案）

県立高等学校あり方検討会の会議（以下「検討会」という。）に関する事務手続等については、この要領に定めるもののほか、県立高等学校あり方検討会設置要項（令和6年4月24日施行）「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成10年12月11日熊本県知事決定）及び「審議会等の会議の公開に関する指針の運用と解釈」の定めるところによる。

### 1 会議開催の周知等

(1) 検討会を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに次の事項を熊本県公報に登載するものとする。ただし、緊急に開催する場合は、この限りではない。

ア 日時

イ 場所

ウ 議題

エ 傍聴者の定員

オ 傍聴手続

カ 問合せ先

キ その他必要な事項

(2) 県公報への登載のほか、会議の開催日時、場所、議題等について、報道機関へ事前に情報を提供するものとする。

### 2 書面による議決

(1) 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、会長の認めるところにより、事案の概要を記載した書面を委員に送付することにより賛否を問い、その結果をもって検討会の議決とすることができるほか、意見を徴することができる。

(2) 前項の場合において、会長は、その議決に係る事項を次に招集する会議において報告しなければならない。

### 3 会議への Web 会議システムを利用した出席

(1) 委員は、委員長が認めるときは、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。この場合において、Web 会議システムによる出席は、県立高等学校あり方検討会設置要項第6条第2項に規定する出席に含めるものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(2) Web 会議システムを利用する委員が、映像のみならず音声を継続的に送受信できなくなった場合には、音声を継続的に送受信できなくなった時刻から、県立高等学校あり方検討会第6条第2項に規定する出席に含めないものとする。

- (3) Web 会議システムによる検討会の出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行うこととし、Web 会議システムにより会議に出席する委員は、その映像及び音声委員以外の者に視聴させてはならない。

#### 4 傍聴の手続等

- (1) 傍聴の基本的な事項は、熊本県教育委員会会議傍聴人規則（平成13年11月21日教育委員会規則第6号。以下「傍聴人規則」という。）の規定を準用するものとする。
- (2) 傍聴受付は、会議開始30分前から行い、傍聴人受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
- (3) 会議開始10分前に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券（様式第2号）を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、会議開始10分前に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
- (4) 傍聴人規則第2条第1項ただし書に規定する「報道関係者で委員長が特に認める者」とは、熊本県政記者会に加盟する報道機関の記者等とし、名刺等で確認するものとする。
- (5) 係員は、傍聴人に対し、傍聴人規則第4条に規定する事項を遵守するよう指示する。
- (6) 傍聴人規則第4条第6号ただし書の委員長の許可は、原則として熊本県政記者会に加盟する報道機関の記者等に対して行うものとする。
- (7) 傍聴人に対し、非公開とされた部分を除き会議資料を配付する。

#### 5 会議の公開・非公開の決定

- (1) 審議事項等についての会議の公開の可否は、原則として会議の冒頭において議決する。
- (2) 非公開とされた事項は、原則として、公開とされた事項の審議等が終了した後に審議する。

#### 6 議事録の記載方法等

- (1) 議事録は会議の公開・非公開にかかわらず、会議の概要を記載する。
- (2) 公開とされた会議の会議資料及び議事録は、情報プラザにおいて閲覧に供するものとする。
- (3) 非公開とされた会議の会議資料についても、会議での開示・不開示の決定に従い、開示とされた部分を情報プラザにおいて閲覧に供するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。

## 審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年12月11日熊本県知事決定

改正平成13年3月30日

### 第1 目的

この指針は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第32条に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

### 第2 審議会等

この指針において「審議会等」とは、知事の附属機関及びこれに類するものをいう。

### 第3 公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- ア. 条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- イ. 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

### 第4 公開・非公開の決定

ア. 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

イ. 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

## 第5 公開の方法

ア. 審議会等は、会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

また、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

イ. 審議会等は、会議の終了後において会議資料及び会議録等を閲覧に供するよう努めるものとする。

## 第6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

開催日時

場所

議題

傍聴者の定員

傍聴手続

問い合わせ先

その他必要な事項

## 第7 その他

(1) 知事は、審議会等の名称、審議事項等に関する資料を作成し、県民の利用に供するものとする。

(2) 知事は、毎年1回、各審議会等について、この指針の運用状況をとりまとめ、公表するものとする。

(3) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(4) この指針は、平成11年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。ただし、会議の公開・非公開の決定に関する部分の規定は、平成11年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。

## 協 議 依 頼 事 項

令和6年7月16日  
熊本県教育庁高校教育課

### < 経緯等 >

令和2年度に設置した「県立高等学校あり方検討会」においては、再編整備等の成果と課題を踏まえつつ、中学校卒業予定者の下げ止まりが続く令和9年までを見据えた検討がなされ、令和3年3月には「県立高等学校のあり方と今後の方向性について～新しい時代に対応した魅力ある学校づくりへ～（提言）」（以下、「あり方提言」という。）が取りまとめられた。

本県教育委員会では、この「あり方提言」に基づき、令和3年度から令和6年度までの4年間において、県立高校の魅力化に取り組んでいるところであるが、少子化の進展に歯止めがかからないことなどから、熊本市外の高校を中心に定員割れが続いている状況となっている。

さらに、本県の中学校卒業予定者数は、令和10年には16,000人を下回り、その10年後の令和20年には約4,500人減少することが見込まれており、将来的には、県立高校を現状のまま維持していくのは困難となる可能性がある。

一方で、地域の高校がなくなれば、高校の選択や遠距離通学など制限がかかることに加え、若い世代の流出などにより人口減少が進み、地域活力の低下につながることも懸念されるなど、高校のあり方を地方創生の観点から捉え直していくことも重要である。

### < 協議依頼事項 >

令和3年3月の「あり方提言」の終期を迎える中、このような難しい課題に対してベストバランスを探りながら、概ね10数年先を見据えた県立高校のあり方について検討するため、次の2点について協議を依頼する。

- (1) 将来を見据えた学校規模・学校配置等の考え方について
- (2) 更なる魅力化に向けた今後の取組の方向性について